第1回 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 会議録			
日		時	平成 26 年 12 月 19 日 (金) 1 1 時 0 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分
開	催場	-	南区役所4階特別会議室
出	席	者	北岡英子委員、岩田春男委員、粟飯原勉委員、飯野忠明委員、上野まり委員、
			香西玲子委員、髙羽貴子委員
欠	席	者	なし
開	催形	態	公開(傍聴者なし)
			※ただし、議題の3、指定管理者申請要項(案)に関する審議は、非公開。
議		題	1 委員長及び職務代理者の選出について
			2 委員会の公開・非公開について
			3 指定管理者申請要項(案)の検討について
			(1) 指定管理者選定スケジュール(案)について
			(2) 指定管理者申請要項(案)、指定管理者の申請関係書類(案)の内容について
			(3) 審査・選定の手続きについて
			ア 評価基準項目(案)について
			イ 最低制限基準(案)について
			ウ 審査方法 (案) について
			4 その他
決	定 事	項	1 委員長に北岡委員を選出、職務代理者に岩田委員を指名。
			2 指定管理者申請要項(案)に関する審議については、非公開とする。
			3 指定管理者申請要項(案)について
			(1) 指定管理者選定スケジュールについては、資料5のとおりとする。
			(2) 指定管理者申請要項については、資料6のとおりとする。指定管理者の申請関
			係書類は、今までの実績を踏まえて事業計画を立ててもらえるように、「様式2
			事業計画書」の表現を修正し、委員長に確認の上、確定する。
			(3) 審査・選定の手続きについては、資料8のとおりとする。なお、最低制限基準
			は、60%以上とする。
			4 その他
			(1) 議事録の確認は、委員長に一任とする。
			(2) 第2回の選定委員会の日程は、資料9に基づき、別途調整する。
			(3) 第2回の選定委員会は、原則公開とする。ただし、委員による採点の際は、非
			公開とする。
議		事	1 開会
			2 委員紹介
			3 指定管理者選定委員会の概要について
			(事務局)資料2、資料3及び資料4に基づき、説明。

- 4 委員長及び職務代理者の選出について 委員長に北岡委員が選出され、職務代理者に岩田委員が指名された。
- 5 委員会の公開・非公開について

(事務局)申請要項の内容や検討経過が公開前に漏れることを防ぐため、これから 審議する指定管理者申請要項(案)の検討は、非公開が望ましい旨、提案。 (委員一同)異議なし。

- 6 指定管理者申請要項(案)の検討について
- (1) 指定管理者選定スケジュール(案) について
- (事務局)資料5に基づき、説明。
- (2) 指定管理者申請要項(案)、指定管理者の申請関係書類(案)の内容、及び
- (3) 審査・選定の手続きについて

ア 評価基準項目(案)について、イ 最低制限基準(案)について

- (事務局)資料6及び資料7に基づき、説明。
- (委員) 非公募により選定するということは、一般的なのか。
- (事務局)市の方針としては、資料2に記載されているとおり、業務内容について、 区社協に代わりうる団体がないということで、非公募により選定するとしている。 福祉保健活動拠点の業務内容のうち、「施設の提供」は、他の団体でも実施できる が、「ボランティアのコーディネート機能」は、他の団体で実施できるところがな い。そのため、区社協の特性を生かして、ボランティアコーディネート機能を発揮 してもらいたいという面もあり、非公募としている。
- (委員) 他都市では、そういった事例はあるのか。
- (事務局)他都市の事例は分からないが、福祉保健活動拠点自体が、横浜市独自の施設になっている。非公募により選定するのは、18区共通の方法である。

拠点と同じような施設かどうかは分からないが、業務内容の専門性が高い場合 に、非公募により選定している事例はあると思う。

- (委員長) 非公募による選定は、マンネリ化する懸念がある。事業実績評価により、 達成状況を評価していると思うので、参考資料としてもらいたい。
- (事務局)福祉保健活動拠点の事業実績評価は、次の指定期間から実施するものである。民間の委託機関が実施している第三者評価の結果はあるので、参考として提供できる。
- (委員長) 是非お願いしたい。特に、今までの実績を踏まえて、これからどう事業 を展開していくかということになるので、審査する際の材料にしたい。
- (委員) 開所から 10 年経ってずっと 1 団体なので、施設を運営していれば良いということになり、競争がないので、絶対評価よりも相対評価が必要になると思う。 最低制限基準は、60 点以上で良いのか。非公募としているわけだから、少しでも運営を良くしていく努力がないとマンネリ化してしまう。評価の工夫のようなも

のはないか。

- (委員長)今までの実績を踏まえて、さらに今後どのように事業を展開したいということが表れてこないと、委員としても安心してお任せできない。そのあたりは、どのように盛り込まれているのか。
- (事務局)申請関係書類の「様式2 事業計画書」に、今までの実績を踏まえて、 事業計画を立ててくださいといった表現を盛り込むことは可能。また、面接審査の プレゼンテーションでも、詳しい説明を求めることが可能だと思う。
- (委員長) 評価基準項目は、案のままでも良いかと思うが、注意事項として、今までの実績を評価した上で、次の指定期間の事業計画をどのように立てますかといった表現を入れてもらえると良い。実施して、評価して、また計画に反映するという積み重ねが必要。その内容が反映できるようになると良い。
- (事務局) そういった記載を入れるということで、表現方法については、委員長に相談して確定したい。
- (委員) 市の様々な指定管理者施設は、このような方法、提出様式で選定しているのか。
- (事務局)市で共通の指定管理者制度運用ガイドラインがあるので、基本的にはそのガイドラインに沿って雛形が作られている。
- (委員)指定管理の競争性がなくなるので、現状以上を求められずに、1団体に 固定化される。競争性が確保されたほうが良い。このままだと、1団体が何十年も 運営していくこととなる。
- (事務局)事業計画書等の書類を提出してもらい、皆さんに評価してもらって、内容が60%に満たない場合は、資料4「横浜市南区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱」第2条第2項に基づき、「区長は、申請者に申請内容の補正を指示する」こととなっているので、再度練り直して、事業計画書等を提出してもらうこととなる。
- (委員) それでも、1団体に固定化され、競争が生まれない。その点はどうか。 (事務局) 団体としては、1団体に固定化されるが、今までも1団体しか応募がなかった。先ほどの地域ケアプラザと異なり、福祉保健活動拠点のほうは、潜在的に代わりうる団体というのがない。そのため、非公募により選定する。
- (委員) 18 区全て、区の社会福祉協議会が運営しているのか。
- (事務局) そのとおり。
- (委員長)横浜市全体の方針なので、南区だけが方針を変えるわけにもいかないの だろうが、こういった意見があるということは、今後市全体で検討してほしい。
- (委員)審査する際に、前回もこの項目が弱くて、今回もこの項目が弱いということでは困るので、前回よりも少しでも内容を充実させる努力をしてもらい、そういったところが見えると良い。前回も同じ評価基準項目であるなら、前回の評価を参考に見せてもらうことはできるか。
- (事務局)評価基準項目は、若干変わっているが、参考として前回の評価内容は用

意できる。

(委員長) いくつか提案もあったし、申請資料に記載を付け加えてもらう点や審査 に向けて、事前に必要な参考資料等について、事務局で対応をお願いしたい。

## 7 その他

(事務局)議事録確認は、委員長に一任としたいこと、第2回の選定委員会の日程は、別途調整すること、第2回の選定委員会は、原則公開とするが、面接審査における委員による採点の際は、公開することにより、適正な審査が阻害される可能性があるため、非公開とすることを提案。

(委員長)議事録の確認方法、第2回選定委員会の日程と会議の公開・非公開については説明があったが、案のとおりでよろしいか。

(委員一同) 異議なし。

## 8 閉会

## 資 料 【配付資料】

- 資料 1 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会委員·事務局名簿
- 資料2 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会の概要について
- 資料3 横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱
- 資料4 横浜市南区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱
- 資料 5 指定管理者選定スケジュール (案) について
- 資料 6 指定管理者申請要項 (案)、指定管理者の申請関係書類 (案)
- 資料7 指定管理者評価基準項目(案)について
- 資料8 指定管理者審査方法(案)について
- 資料 9 第 2 回横浜市南区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 日程調整表